

九州ルーテル学院大学保育士資格の取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則（以下「学則」という。）第29条の2の規定に基づき、人文学部人文学科こども専攻（以下「こども専攻」という。）における保育士の資格を取得することができるコース（以下「保育コース」という。）に関し、必要な事項を定める。

(保育コースの定員等)

第2条 こども専攻の第1年次に入学し、かつ、保育コースにおいて履修することができる者とする。

2 前項の入学定員は、30人とする。

(選考)

第3条 保育コースを希望する者は、入学願書にその旨を明記して提出するものとする。

2 保育コースを希望する者の選考は、入学者選抜及び面接試験、調査書、健康の状況等を総合的に評価して行う。

(履修科目及び単位数)

第4条 保育コースにおいて、履修すべき科目及び修得すべき単位数は、別表に定める保育士資格取得の手引きのとおりとする。

(履修方法)

第5条 前条に定める授業科目の履修方法は、学則及び履修細則の定めるところによる。

(保育実習の受講資格)

第6条 保育実習を履修できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 保育士資格の取得に要する必修科目を修得しているか履修中であること。

(2) 保育実習のための事前指導を受講済みであること。

2 保育実習を履修しようとする者は、定期健康診断又は保健所、診療所等の健康診断を受診し、心身とも健康でなければならない。

(実習指導委員会)

第7条 保育実習を円滑に実施するため、実習指導委員会を置く。

2 実習指導委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(保育実習の手続)

第8条 保育実習を履修する者は、当該科目の履修年次始めの所定の期日までに保育実習履修希望届を提出しなければならない。

2 保育実習は、実習協力施設において行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、保育実習の実施に関する手続等は、実習指導委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。